

「がん患者団体連絡会議」（仮称）の設置について

がん検診の推進にあたっては、厚生労働省による「がん検診受診率 50%達成に向けた集中キャンペーン」において、国や自治体、医療提供者、民間、関係団体等が、相互に連携・協力して、一体となった受診勧奨事業を展開するとされている。がん患者や家族、その経験者など、がんの当事者から成る患者団体との連携は、がん検診受診率 50%達成に向けて重要な役割を果たすと考えられるが、現状では国や自治体と企業などとの連携が先行している状況にあり、患者団体との連携については未だ十分でないのが実情である。

加えて、がん対策推進基本計画においても、「がん患者及び患者団体等は、がん対策において担うべき役割として、医療政策決定の場に参加し、行政機関や医療従事者と協力しつつ、がん医療を変えるとの責任や自覚を持って活動していくこと。また、患者団体は必要に応じて議論を重ね、より良い医療体制を実現するために連携して行動すること」とされており、がん検診の推進にとどまらず、がん対策推進基本計画に掲げられた目標の早期実現に向けて、国と患者団体とが意見交換と連携を進めることが必要である。

厚生労働省と患者団体とが、意見交換と連携を行う場として、以下の要領にて「がん患者団体連絡会議」（仮称）を設置することとする。

- 厚生労働省と患者団体が、がん対策推進基本計画に掲げられた目標の早期実現に向けて、国のがん対策に関わる意見交換と連携を行う場として、「がん患者団体連絡会議」（仮称、以下「連絡会議」）を設置する。
- 連絡会議には、「がん患者団体に関するガイドライン」（仮称、以下「ガイドライン」）の基準を満たす患者団体が参加し、定期的な意見交換会の開催や、インターネットのメーリングリストなどを活用した意見交換などを通じて、厚生労働省と患者団体とが連携してがん対策の推進を図ることとする。
- ガイドラインでは、地方自治体や地域のがん診療連携拠点病院等との協働の実績を有する団体を優先する、特定の健康食品や代替療法等の勧奨を活動に含む団体を除外する、とするなど、がん患者の支援にあたって健全な運営と活動を行うがん患者団体に関する基準を定めることとし、厚生労働省がん対策推進協議会の有志委員から成る、「がん患者団体に関するガイドライン取りまとめワーキンググループ」（仮称、以下「ワーキンググループ」）がその策定を行うこととする。
- 連絡会議に関する運営指針その他の事項については、ワーキンググループにおいて別途定めることとする。